

# 平成 25 年第 2 回定例会環境生活委員会会議録

平成 25 年 6 月 17 日  
10 時 00 分～10 時 40 分  
第 3 委員会室

## 出席者氏名

委員長	滝 沢 健 一	副委員長	坂 本 隆 司
委員	山 宮 留美子	委員	小野村 節
委員	寺 田 寿 夫	委員	鴻 巣 義 則

## 執行部説明者

市長	中 山 一 生	市民生活部長	羽 田 利 勝
都市環境部長	木 村 茂	市民課長	木 村 豊
市民協働課長	加 藤 勉	商工振興課長	大 竹 昇
農政課長兼 農業委員会事務局長	石 島 修	都市計画課長	鈴 木 康 弘
施設整備課長	菅 原 安 雄	下水道課長	栗 山 幸 一
環境対策課長	宮 田 研 二	放射線対策課長	酒 川 栄 治
下水道課長補佐	木 村 守 男 (書記)		

## 事務局

総務グループ 主査 仲 村 真 一 副主査 中 根 正 世

## 議 題

議案第 1 号	龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第 3 号	龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号	龍ヶ崎市公共下水道を牛久市の住民の利用に供させることについて
議案第 6 号	平成 25 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算 (第 2 号) の所管事項
報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (和解に関することについて)

滝沢委員長

それではただいまから環境生活委員会を開会いたします。本日も審議いただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第3号、議案第5号、議案第6号の所管事項、報告第1号です。議案第1号龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

羽田市民生活部長

ご説明申し上げます。議案書の1ページ、議案第1号でございます。

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例でございます。改正の理由でございますけれども、これは、平成24年1月20日に住民基本台帳施行令の一部を改正する政令が公布、施行されているところでございます。外国人の方につきましては、平成25年7月8日から住民基本台帳ネットワークシステムの運用が開始されることになっております。また、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に伴い、外国人住民方の住民票にも住民票コードが記載されまして、さらに住民基本台帳カードの交付が受けることができるようになりました。当市では印鑑登録の申請者に対し、住民基本台帳カードを交付するように定めているため、所要の改正を行うものでございます。参考資料の新旧対照表によりご説明させていただきます。

第7条でございます。こちらにつきましては、外国人の印鑑登録証につきましては、これまで市民カードで対応してまいりましたが、外国人にも住民基本台帳カードを交付することとなったため、その条文を整理したものでございます。第7条第2項でございます。印鑑登録証の有効期限についての定めでございます。こちらにつきましては印鑑登録証が、市民カードと住民基本台帳カードの2種類がございましたけれども、市民カードにつきましては新規発行を行うため、その文言の整理をしたものでございます。

第8条の印鑑登録証の引き換えの規定でございます。こちらにつきましても、市民カードの規定を削除整理したものでございます。

第10条こちらは印鑑登録の印鑑を亡失したときの規定でございます。これまで市民カードの登録番号につきましては判読可能であったためそういう規定がございました。今後は市民カードも発行されないため、この規定を削除して住民基本台帳カードの規定にするものでございます。

続きまして第14条第2項でございます。こちらは印鑑登録証の交付申請について、住民基本台帳カードの場合と市民カードの場合について規定しておりましたけれども、こちらも住民基本台帳カードのみの規定として整理したものでございます。続きまして議案書の方にお戻りください。

1ページでございます。これには付則をつけてございます。施行期日につきましては平成25年7月8日からの施行といたします。

経過措置でございます。この条例の施行の際、現にこの条例の規定による従前の龍ヶ崎市の印鑑条例の規定により印鑑登録証として、市民カードの交付を受けているものの印鑑登録の廃止の申請及び登録証明書の交付につきましては従前の例と致します。付則の3でございます。手数料条例の一部を次のように改正いたします。別表第一の市民カードの交付の項を削るものでございます。以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はございますか。

小野村委員

住基カードの不正受給及び不正利用の防止策の現況について教えてください。

木村市民課長

住基カードの不正防止策ということで、住民基本台帳カードは申請の段階で身分証明書の提示をしていただいております。運転免許証、パスポート等の写真つきの身分証明書に申請書を添えて提出していただいております。そのコピーをとって保管しております。写真つき身分証明書のない方には即日交付をしておりません。こちらの方からその住所に照会書を送ります。その照会書を持って、改めてお越しいただいたときに住基カードを発行するというように対応しております。また防犯カメラも設置しまして対応しているところでございます。以上です。

小野村委員

これまでに不正利用等があったのかどうかお示しください。

木村市民課長

不正利用ということでの報告はいまのところ受けておりません。

小野村委員

その他、特に高齢者なんですけれども、運転免許証もない、身分を証明するために住基カードを発行してほしいというときに、委任状とかそういったものでも発行が可能なのでしょうか。

木村市民課長

長期入院等により、どうしてもお越しいただけない方の場合には委任状で発行しております。その場合にもその委任をされた方のところに照会書を送りまして、改めてそれに対する委任も受け付けているということで進めております。

滝沢委員長

他にありませんか。

山宮委員

長期入院されていたら確認がとれないんじゃないですか。

木村市民課長

長期入院されている場合には、私どもは、本来住民登録されているところに送ります。ただ長期入院されており、郵便局に転送されているような手続きをされている場合には、それを確認しまして、私たちの方で病院と連絡を取り合ったりして、確認をしながら通知書を差し上げるという方法でやっております。

滝沢委員長

よろしいですか。他にありませんか。別のないようですので採決いたします。  
議案第1号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第3号龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

羽田市民生活部長

議案書の4ページ、議案第3号でございます。

龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この該当事項の一つであります、条例第3条の5号について再生支援を行う法人の名称及びこれを規定するという法律の名称に変更があったことによる改正でございます。

新旧対照表の4ページでございます。機構の名称が株式会社企業再生支援機構から株式会社地域経済活性化支援機構に、株式会社再生支援法が株式会社地域経済活性化支援機構法に変更になったものでございます。以上です。

滝沢委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等ありませんか。別のないようですので採決いたします。

議案第3号は、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第5号龍ヶ崎市公共下水道を牛久市の住民の利用に供させることについて執行部から説明願います。

木村都市環境部長

それでは議案書の6ページになります。議案第5号龍ヶ崎市公共下水道を牛久市の住民の利用に供させることについてでございます。

この議案の提出の背景でございますが、みなさんに位置図を配布しておりますが、長山2丁目の反対側に位置します牛久の遠山地区に、社会福祉法人えがおが設置します特別養護老人ホームが建設される予定でございます。この特別養護老人ホームの汚水分につきまして、龍ヶ崎市の公共下水道を使用したいというお話がありまして、牛久市と龍ヶ崎市、そしてこの特別養護老人ホームと協議した結果、長山関連の住民の方々への了解も得ましたことから、牛久市と龍ヶ崎市双方で、この議案を提出しまして協定を結ぼうとするものでございます。

まず協定書7ページでございます。第1条の（利用）では、龍ヶ崎市、牛久市と、えがおの設置する特別養護老人ホームをあげまして、基本は龍ヶ崎市の定める条例規則その他の規定を適用するというようになっております。

続いて第2条の（管理）でございますが、こちらにも基本的には龍ヶ崎市の条例の規定を適用するわけでございますが、第2項で丙の下水を排除するために設置します取付管及び公共汚水枘につきましては、牛久市が管理するというものでございます。

第3条（使用料）、第4条（負担金）につきましては、龍ヶ崎市の条例等の規定により算定し、龍ヶ崎市が賦課及び徴収行うものと決めたものでございます。

第5条（その他）につきましては、協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合に、龍ヶ崎市、牛久市が協議して定めるものを規定したものでございます。

第6条の特記事項でございます。この協定につきましては、地方自治法第244条の3第3項に基づきまして、議会の議決に付すべき協議であるため、甲乙の議会の議決を経るまで仮協定と致しまして、甲乙議会の議決を経た後、本協定として効力を有するものとしまして、本年の5月22日に当市そして牛久市で仮協定を結んだものでございます。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

ありがとうございました。執行部からの説明は終わりましたが、何か質疑等はありませんか。

山宮委員

工事の着工日、完成予定日についてはおわかりでしょうか。

栗山下水道課長

事業者側からのスケジュールによりますと、完成については来年度の6月初旬を設定しているということで聞いております。着工日でございますけれども、この開発につきましては、開発行為の手続きが必要になりますので、牛久市との開発意行為が整った後の着工になるかと思っておりますので、今回の協定が終わって、それから地元の合意が得られたということを確認した上での申請になると思っておりますので、これからのスケジュールとしては事業者側で申請してから2か月位だと思われれます。以上です。

山宮委員

スムーズに事が運んだとは思えないですけれども、この設置に至るまでの経緯というか、地元の住民への説明会とかいろいろあったと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

栗山下水道課長

この特別養護老人ホームの建設計画につきましては、特別養護老人ホーム設置の申請にあたっての、地元の協議、同意とかが必要ということで、24年10月2日でございますけれども、第1回の地元説明ということで、龍ヶ崎市側、長山地区の住民の方々への説明がございました。その段階で建設計画等につきまして、いろいろな協議がされた後にですね、いろいろな地元の要望がございまして、最終的に要望のなかで重要な部分が、牛久市側からの取り付けルートをとるか、そういう要望がございまして、その協議に大分時間を要しまして、今年の5月11日、地元の運営委員会で事業についての了承をするというかたちで、龍ヶ崎市の方に報告をいただいているところでございます。

山宮委員

この地図をいただきますと、後ろ側に新たに道路ができるのでしょうか。

栗山下水道課長

後ろ側に牛久市側の市道がございまして、開発行為については、その道路というのは特に必要な道路ではないんですけども、龍ヶ崎市との行政界側の道路の使用が、この施設によって交通量が増えるだろうということで、この牛久市側、この図面の左側になるんですけども、こちらの方から進入路を設置しようということで、長山側からの要望がありまして、また事業者側についても、工事についてはそのような道路があった方が有利だろうということで、お互いの合意によりまして、その事業の取り付け道路の話は進めていこうということでやっていただきました。

山宮委員

完成して稼動するとなったときには長山側の道路は使わないのでしょうか。

栗山下水道課長

進入路としての扱いですので、入居者は当然使うと思うんですけども、地元の要望としては、従業員とかについては、こちらを使ってもらいたいというお話をしていたということで聞いております。

山宮委員

それでなくても、あそこは交通量が激しくて、道路が狭くて、今は40キロ規制になっているんですかね、確か、やっぱり地元では30キロ規制にしてほしいという声もお聞きしはしているんですけども、その辺に関する今後の変更というのはお考えなんですか。

菅原施設整備課長

まだ検討には入っておりません。

山宮委員

こういう施設ができることは、いつかお世話になるかもしれないので、反対はできないとは思いますが、やはり地元の方の理解がないと、なかなか難しいことではないかなと思うんですが、将来的には牛久市のところにはできるんですけども、龍ヶ崎市の方たちも入所ができるようになるのでしょうか。

栗山下水道課長

聞いている話で確認はしていないんですけども、牛久市さんとの地元の協議のなかでも、優先的に地元については入れてもらえないかということで要望されていたと思います。その中で牛久市の住民と龍ヶ崎市の住民では、順位が少し牛久市の方が上になってくると思うんですけども、事業者側としてのお答えをお聞きしているなかでは、なるべく誠意をもって対処したいということでの話は聞いておりますが具体的なことまでは聞いておりません。

坂本委員

牛久市で議案として提出されているということで、牛久市の動向といたしますか、動きというのは、何か情報があればお聞かせください。

栗山下水道課長

今回同じ時期の議会に龍ヶ崎市も牛久市も提出させていただいたんですけども、牛久市としては、どうしても造りたいという牛久市側の施設でございまして、それは大丈夫ではないかと今までお話を聞いております。

小野村委員

こういう近隣市町村との下水道の共同利用というのは今まで事例はあるんですか。

栗山下水道課長

龍ヶ崎市では近隣としましては、利根町側にある南が丘について、こういう議決はしておりませんが、都市計画の区域として入れて下水道の認可をとって、計画に基づいて入れておりますが、

議決を経ての単独のものは初めてでございます。

小野村委員

ということは、今後近隣市町村でこういったケースが出た場合にはその都度議案にあげて協議するという理解でよろしいでしょうか。

栗山下水道課長

そうでございます。

小野村委員

ありがとうございました。

滝沢委員長

他にございませんか。別にないようですので採決いたします。  
議案第5号本案は原案のとおり了承することでご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。  
続きまして、議案第6号の所管事項について執行部から説明願います。

木村都市環境部長

それでは議案第6号の平成25年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項につきましてご説明いたします。

別冊をお開きください。3ページになります。第2表の地方債補正でございます。今回の補正に提案する経緯でございますが、この補正予算につきましては、当市が要望しておりました、道路の補修関連につきまして、緊急経済対策の一環として、国の方で認められた関連で提案するものでございます。そして第2表の地方債補正でございますが、こちらにつきましては、地方道路等整備事業が、新たに認められた関連がございまして、1千2百80万円の増といたしまして合わせまして、1億2百60万円、こちらの起債額の限度額を変更するものでございます。

続きまして歳入でございます。6ページをごらんください。上から3段目でございます道路橋梁費補助金でございます。この内の社会資本整備総合交付金（舗装修繕分）でございます。これにつきましては7路線が対象となっております。この内2路線については、当初予算において単費で計上していたものがございます。あわせて補助対象額としまして9千9百40万円、補助率としましては10分の5.5でございます。市債につきましては、先程の地方債地方債補正でお話したところでございます。

続きまして歳出でございます。8ページの一番下になりますが道路改良事業でございます。この15番の工事請負費で、上から5つまでが今回の補正で新たにお問い合わせする路線でございます。まず市道第Ⅰ-4号線こちらにつきましては、栄町の道路でございます。その下のⅡ-1号線につきましては、小通幸谷町、Ⅱ-8号線につきましては、奈戸岡関連でございます。その下の市道Ⅰ-65号線は若柴、そして、市道のⅠ-377号線につきましては佐貫関連でございます。この下の市道Ⅰ-2号線外となっておりますのは単費関連で、補助関連の路線におのおの若干の単費として充てるものでございます。13の委託料につきましては、この工事関連の委託料でございます。因みに今回の補正には表われてはございませんが、路線の内の当初予算で議決をいただきました路線につきましては、市道第Ⅰ-2号線の補修関連で、松葉地区でございます。続いて市道Ⅶ-185号線で小柴地区関連の改修でございます。合わせて7本となります。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。  
別にないようですので採決いたします。  
議案第6号の所管事項については原案通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。  
続きまして、報告第1号専決処分の承認を求めることについて、執行部から説明願います。

木村都市環境部長

報告第1号専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）でございます。議案書の11ページをお開きください。各委員にはより詳細の写真等の入っているものがお配りしてあると思いますので、そちらを参照していただくと幸いです。まず、事故の発生状況でございます。これは平成24年6月14日午後0時40分頃でございますが、龍ヶ崎市羽原町1337番の2地先の市道第4-26号線におきまして、道路の中央の側溝の蓋が外れて、路面から突き出ていたために、市内在住の方が運転する小型乗用車が、当該側溝の蓋に接触した衝撃で側溝の蓋が跳ね上がりまして、当該小型乗用車のフロントガラスに落下し、この小型乗用車が破損したほか、この運転者の方が負傷した関連の事故でございます。過失割合は市が90%で相手方が10%といたしまして、損害賠償額499,788円を支払うこととして和解が成立したものでございます。こちらにつきましてご報告を差し上げ、承認をいただこうとするものでございます。因みにこの損害賠償額のうち物損につきまして179,100円そして人身関連では、320,688円となります。和解につきましては5月14日でございます。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

ありがとうございます。執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

山宮委員

今回はこのようにわかりやすく説明の写真をつけていただいで事故の様子がすごくわかりやすくていいなと思えました。事故の発生が昨年9月14日で、議会を招集する時間の余裕がないということで専決処分をされたのですが、これは5月14日に和解が成立したということで、そのときに議会ができないから今になるということですよ。

その相手の方の怪我の状態というのはどうなんでしょうか。

菅原施設整備課長

治療期間につきましては9月16日から12月7日まで、ということで報告書があがってきておりまして、その後の詳しいことまではわかりませんが、今は通院しなくてもいいということで本人からも連絡がありました。それで5月に示談ということになっております。首に強い衝撃受け、頸椎、腰椎に負傷したということで報告を受けております。

山宮委員

10%相手方となっておりますが、これだけのことというのは、相当スピードが出ていたとかそういうこともあるんでしょうかね。

菅原施設整備課長。

グレーチングの破損につきましては、おそらく、木か何かが刺さって、それで、車で行って引っ掛けたみたいな形かなと思われまして。道路幅員が3.2mから3.5mというような幅員でございまして、両側に側溝を入れますと、その上にこうタイヤが乗ってしまうので、当然真ん中にもそのような設備をしたんですけども、現在、龍ヶ崎市ではU字溝のなかに入るグレーチング、落とし込みの蓋を採用しておりますので、こういうことはないんですけども、当初はこのような施工でやっていたんだと思います。また、当然タイヤが乗るようなところではないため、グレーチングもかなり軽いもので施工をしていたところでございます。先程申し上げましたように、そのグレーチングに木などが何かが刺さって、そこを通過した車が跳ね上げたというような感じでございます。

山宮委員

現状はどうなっているんですか。

菅原施設整備課長

1枚1枚だと軽くて浮いてしまうので、全てのグレーチングを溶接で完全に固定してしまいました。

山宮委員

下の写真は直っている状態ですか。

菅原施設整備課長

直っています。

滝沢委員長

他にありませんか。

鴻巣委員

感想として、このような事故も起こり得るのだなと思いました。市内のあちこちにグレーチングもたくさんありますので、管理も大変だと思います。

滝沢委員長

他にございませんか。別にないようですので採決いたします。

報告第1号本案は原案のとおり承認することでご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これもちまして、環境生活委員会を閉会いたします。